**証　明　願**

　　年　　月　　日

大阪府　　　　保健所長　　様

（申請者）

営業者住所

営業者氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

　下記の対象施設について、「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（令和元年政令第123号）第10条の規定により、食品衛生法第57条に基づく「届出をしたもの」とみなされる施設であることに相違ないことを証明願います。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 対象施設 | |
| 営業所の名称 |  |
| 営業所所在地 |  |
| 令和３年６月以前に取得していた営業許可に関する情報 | |
| 営業の種類 |  |
| 許可年月日 |  |
| 許可番号 |  |

第　　　　　号

　　年　　月　　日

上記のとおりであることを証明します。

大阪府　　　　保健所長　　〇〇　〇〇　　印

（参考）

**「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（令和元年政令第123号）　抜粋**

（営業の届出に関する経過措置）

第10条　この政令の施行の際現に改正法第二条の規定による改正前の食品衛生法（次条において「旧法」という。）第52条第１項の許可を受けて旧施行令第35条各号の営業（新施行令第35条各号の営業のいずれにも該当しない営業に限る。）を行っている者は、新法第57条第１項及び改正法附則第８条の規定にかかわらず、施行日に新法第57条第１項の規定による届出をしたものとみなす。

**厚生労働省ホームページ「営業規制（営業許可、営業届出）に関する情報」**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/kigu/index_00010.html>

**経過措置に関する資料**　抜粋

<https://www.mhlw.go.jp/content/000772321.pdf>



